

**脇田漁港フィッシャリーナ  
長期係留棧橋(オーナーバース)  
募集要項 (追加募集用(R8.3))**

**【応募締切】  
令和8年4月3日(金)17時  
北九州市水産課必着**

**お問い合わせ**

北九州市産業経済局水産課 フィッシャリーナ担当  
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1  
電話 093-582-2086

**北九州市**

# 目次

## 脇田漁港フィッシャリーナについて

- 1 整備の目的 P 3
- 2 脇田漁港フィッシャリーナの施設 P 3

## 長期係留棧橋（オーナーパス）の利用について

- 1 今回の募集区画 P 4
- 2 フィッシャリーナへの係留開始予定 P 4
- 3 利用できる船舶や申請者等の条件 P 4～P 5
- 4 オーナーパスの使用料と納入方法・時期 P 6
- 5 使用許可期間 P 6
- 6 利用時間 P 6
- 7 係留にあたっての遵守事項・禁止行為 P 7～P 8
- 8 海面利用ルール等 P 8
- 9 応募方法 P 9～P 14
- 10 オーナーパスの見学について P 15
- 11 使用許可の取消し P 15
- 12 使用の継続（更新） P 15～P 16
- 13 使用の中止 P 16
- 14 使用許可内容等の変更等 P 16～P 17
- 15 個人情報の取扱いについて P 17
- 16 オーナーパスの利用にあたって P 17～P 18
- 17 問い合わせ先 P 18

## 様式等

- 別紙 1 船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）長期係留棧橋係留応募用紙
- 別紙 2 船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）使用許可申請書
- 別紙 3 使用登録者届
- 別紙 4 誓約書
- 別紙 5 役員名簿
- 別紙 6 施設図面
- 別紙 7 出入港航路図

## 脇田漁港フィッシャリーナについて

### 1 整備の目的

脇田漁港フィッシャリーナ(※1)は、プレジャーボートを係留するだけの施設ではなく、漁港と漁場において、漁船とプレジャーボートとのトラブルを防止し、船舶の航行安全を確保し、漁業と海洋レクリエーションの共存を目的として整備した施設になります。

(※1)フィッシャリーナ:フィッシュ[魚]とアリーナ[劇場]を組み合わせた造語。漁港における漁船とプレジャーボートとの利用調整をするための施設のことで、漁港漁村という豊かな自然環境を背景として、魚を中心に人々が集まる所(交流の場)をイメージしています。

### 2 脇田漁港フィッシャリーナの施設(所在地:北九州市若松区大字安屋3725番地)

脇田漁港フィッシャリーナ(以下「フィッシャリーナ」といいます。)には、係留施設をはじめ、来訪者の憩いの場となる緑地広場や、漁村と市民との交流を図る交流棟などを整備しています。

施設	概要	規模
長期係留棧橋 (オーナーバース)	・浮き棧橋 2基	・A棧橋及びB棧橋 計108隻
一時係留棧橋 (ビジターバース)	・浮き棧橋 1基	・計3~4隻分
緑地広場	・多目的広場 ・休憩施設 ・遊具施設 など	・2箇所 〔東側 約5,400㎡ 西側 約7,900㎡〕
防風緑地	・植栽 ・防風堤	・約3,200㎡
交流棟	・交流室(研修室) ・トイレ(男・女・多目的) ・事務室 ・展示スペース など	・約248㎡
駐車場	・交流棟北側と東側緑地広場横の2箇所	・計119台分
航路標識	・灯浮標	・3基

#### 【注意事項】

・フィッシャリーナには、給電・給油・シャワー等の設備や、陸上艇置施設、上下架施設、修理施設などはありません。

・長期係留棧橋(オーナーバース)のA棧橋とB棧橋は、係船ビームの形状が異なります。

※上記の整備の目的や施設の整備状況をご理解の上、お申込みください。

## 長期係留棧橋（オーナーバース）の利用について

### 1 今回の募集区画（計5区画）

※詳細な場所は、別紙6-2でご確認ください。

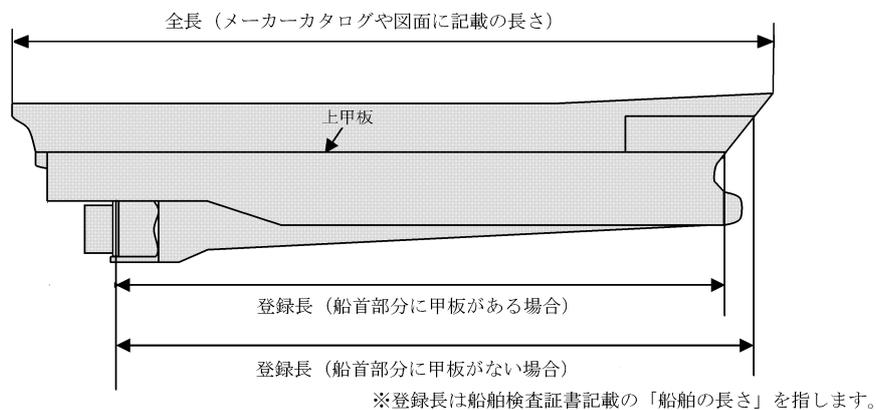
(1) 登録長4メートル以上8メートル以下（4区画）

A-26    A-31    B-20    B-22

(1) 登録長8メートル以上9メートル以下（1区画）

B-51

[参考]船の長さについて



### 2 フィッシャリーナへの係留開始予定

使用許可後随時

### 3 利用できる船舶や申請者等の条件

長期係留棧橋（以下「オーナーバース」といいます。）に係留できる船舶や申請者、使用登録者(※2)は、次の（1）から（4）の条件を満たしていなければなりません。

(※2)使用登録者

- ・申請者以外の方で、オーナーバースに係留している船舶を使用することを予め届け出て登録している方。

(1) 船舶の条件 ※船舶を購入予定の方は条件に合った船舶を購入をしてください。

※船型や艀装品等により、下記条件を満たしていても、係留できない場合があります。

- ① 申請者所有の船舶であること。
- ② 漁船や遊漁船等、業務に使用する船舶以外の船舶で、申請者及び使用登録者自らが専ら余暇活動に使用するモーターボート、ヨット等の船舶であること。  
水上バイク、セールボード、カヌーやそれらに類するものでないこと。
- ③ 船舶の長さ（登録長）が4メートル以上8メートル（9メートル）以下であること。
- ④ 船舶の幅が3.6メートル以下であること。
- ⑤ 船舶の喫水が2.5メートル以下であること。
- ⑥ 小型船舶の登録等に関する法律に基づく登録が済んでいること。
- ⑦ 船舶検査を受検済みでかつ有効期限がフィッシャリーナへの係留開始後であること。
- ⑧ レーダー反射板（レーダーリフレクター）を装着していること。
- ⑨ フィッシャリーナへの係留開始後も有効な賠償責任保険（対人賠償、対物賠償、捜索救助費用が付保されていること）に加入していること。
- ⑩ 出港時に携帯電話を備えていること。
- ⑪ 現在、フィッシャリーナの使用許可を受けていないこと。

(2) 申請者の条件

- ① 小型船舶登録事項証明書記載の船舶所有者と同一であること。
- ② フィッシャリーナへの係留開始後も有効な、当該船舶の航行に必要な資格（小型船舶操縦士等）を有していること。
- ③ 暴力団または暴力団員でないこと。暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 現在、フィッシャリーナの使用許可を受けていないこと。

(3) 使用登録者の条件

- ① フィッシャリーナへの係留開始後も有効な、当該船舶の航行に必要な資格（小型船舶操縦士等）を有していること。
- ② 暴力団または暴力団員でないこと。暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 法人管理責任者について

法人所有の場合は、係留船舶の管理、使用の手続き等に関する責任者として、下記条件を満たす法人管理責任者を1名選任してください。

係留船舶に関する問い合わせや書類等の送付は、法人管理責任者の方にさせていただきます。

（法人管理責任者の条件）

- ① 当該法人の役員又は従業員であること。
- ② フィッシャリーナへの係留開始後も有効な、当該船舶の航行に必要な資格（小型船舶操縦士等）を有している者。
- ③ 暴力団または暴力団員でないこと。暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 4 オーナーバースの使用料と納入方法・時期

##### (1) 使用料

船舶の長さ1メートルにつき、

・北九州市内居住者：月額1,450円

・北九州市外居住者：月額1,500円 ※令和8年3月1日時点

〔注意事項〕 使用料計算のための「船舶の長さ」の考え方等

- ・使用料の計算にあたっては、全長を適用します。船舶検査手帳記載の「船舶の長さ」(登録長)ではありません。
- ・全長は、原則としてメーカーのカタログや設計図面等に記載の長さを使用します。図面等長さを確認できる書類がない場合は、船舶の長さを職員が実際に計測します。
- ・使用料の計算にあたっては、1メートル未満の端数は切り上げて計算します。  
(例)5.2m→6mで計算)
- ・使用料の計算にあたっては、1ヶ月未満の使用期間は日割り計算ではなく、1ヶ月として計算します。

##### (2) 使用料の納入方法

使用許可期間にかかる使用料は、北九州市が発行する納入通知書で、北九州市の指定する金融機関に、全額を一括で前納してください。

〔注意事項〕使用料の入金が確認できない場合は、使用できません。

#### 5 使用許可期間

使用許可にかかる使用期間は、最長で各年度の末日(3月31日)までです。

引き続き係留を希望される場合は、15～16ページ記載の使用の継続(更新)手続きが必要です。

#### 6 利用時間

##### (1) 出入港時間

航行の安全性の観点から、出入港時間は「日の出から日没まで」とし、漁業の安全操業の観点から、夜間の釣りは禁止します。

##### (2) トイレの利用(交流棟内)

24時間利用可です。

##### (3) その他

施設(船舶・車両を含む)内の宿泊は、防犯・安全上の観点から禁止します。

## 7 係留にあたっての遵守事項・禁止行為

オーナーバースのご利用にあたっては、下記事項の遵守をお願いします。

違反した場合は、使用許可を取消す場合があります。

- ① 施設を常に良好な状態において使用し、かつ施設管理者が、施設の管理上必要な事項を指示したときは、これに従ってください。
- ② 北九州市漁港管理条例、北九州市漁港管理規則、ひびき海の公園の利用に関する取扱い要綱及び脇田漁港フィッシャリーナの利用に関する取扱い要領を遵守してください。
- ③ 漁業法、福岡県漁業調整規則、筑前海区漁業調整委員会指示、港則法、漁港漁場整備法などの関係法令を遵守してください。
- ④ 漁業者等との間で取り決める海面利用ルール（「**8 海面利用ルール等**」参照）を遵守してください。
- ⑤ 出入港の時間は、日の出から日没までの時間帯です。夜間の釣りは禁止します。
- ⑥ フィッシャリーナ内の航行及びフィッシャリーナからの出入港に際しては、徐行してください。
- ⑦ フィッシャリーナから航路へ出る際は、他の船舶の航行を確認した後に航行を開始してください。
- ⑧ 出入港口は、出港船舶を優先とし、原則として右側航行で出入港してください。
- ⑨ 脇田漁港区域からの出入港にあたっては、指定された航路を航行してください。
- ⑩ 脇田海水浴場及び脇田海釣り栈橋周辺へは船舶を乗り入れないでください。
- ⑪ 係留船舶の保守管理は、自らの責任で行ってください。
- ⑫ 使用許可を受けた場所以外に係留しないでください。
- ⑬ 係留に用いる器具は、施設管理者が指定する器具以外は使用しないでください。
- ⑭ 栈橋に乗降用タラップ等の設備・器具等を設置又は放置しないでください。
- ⑮ フィッシャリーナ内に設備・器具等（係留用発泡スチロールフロートを除く。）を設置又は放置しないでください。
- ⑯ オーナーバースの使用許可船舶であることを明らかにするため、施設管理者から交付されたステッカーを、両舷の他船から見やすい位置に貼付してください。
- ⑰ フィッシャリーナ内では、洗剤による洗艇、マリントイレの使用は行わないでください。
- ⑱ 消防法に違反する方法で、ガソリン、軽油等の燃料をフィッシャリーナに持ち込まないでください。
- ⑲ 小型船舶用法定備品を備えて出港してください。
- ⑳ 航行に際しては携帯電話を携帯してください。
- ㉑ 出港にあたっては、出港時及び帰港時にそれぞれ出港届、帰港届を施設管理者に提出してください。
- ㉒ 使用許可を受けた方（使用登録者を含む）又は使用許可船舶がフィッシャリーナその他の漁港施設に損傷を与えたときは、速やかに施設管理者に通知し、その指示に従い、自らの責任と経費で原状に回復してください。
- ㉓ 廃油、ゴミ等を投棄又は放置しないとともに、これらの流出も防止してください。
- ㉔ 使用許可を受けた方又は使用登録者の方が同伴していない場合は、オーナーバースへの出入りや係留船舶を使用できません。
- ㉕ 水産資源を持続的に利用するため、小型魚等の再放流に努めてください。
- ㉖ まき餌の大量使用を避けるとともに、漁場や操業から引き上げる際は、ロープやテグス、ブイ等の漁具を残さず回収し、また、釣餌やゴミ等も残さず回収して、持ち帰る等の環境保全に努めてください。
- ㉗ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を使用許可船舶に乗船させてはいけません。

- ㊸ 暴力団員を利用して、又は暴力団の威力を示してフィッシャリーナの利用者、漁業者、又は施設管理者等に不当な要求又は危害を及ぼす行為を行ってはけません。
- ㊹ 長期係留棧橋の使用を終了するときは、使用許可を受けていた船舶を脇田漁港区域外に移動し、係留していた場所を現状に回復してください。

## 8 海面利用ルール等

### (1) 海面利用ルール

フィッシャリーナは、漁港と漁場において、漁業活動と遊漁（プレジャーボート）とのトラブルを防止し海面の適正な利用を図るために、オーナーバース係留者と漁業者などの関係者の間で「海面利用ルール」を定め、お互いに守っていくこととしています。

海面利用ルールの内容は、係留者や関係漁協、北九州市等関係機関からなる「脇田漁港フィッシャリーナ安全・利用調整協議会」の中で話し合い、決めることとなりますが、現時点では以下のような内容を協議し、ルールの遵守をお願いしています。

#### 【係留者の方に示している海面利用ルールの内容】

- ・プレジャーボートは操業中の漁船から 500m以上離れて航行すること。
- ・潜水漁を行う区域内には進入しないこと。
- ・原則として、沿岸・島より 500m以内は、所定の航路以外航行しないこと。
- ・アクアラングは禁止漁具となっているので、全域にわたって使用をしないこと。
- ・共同漁業権内（筑共第 16 号・17 号）及び筑共第 16 号と筑共第 17 号の間では投錨して釣りをしないこと。

### (2) オーナーバース係留者の方々による組織づくり

オーナーバース係留者の方々との意見交換、情報交換や連絡調整、海面利用のためのルールを定めるための意見の集約などのために、オーナーバース係留者の皆さんで団体組織「脇田フィッシャリーナクラブ」を結成しています。

オーナーバースに係留する方は、この「脇田フィッシャリーナクラブ」へ加入していただきます。

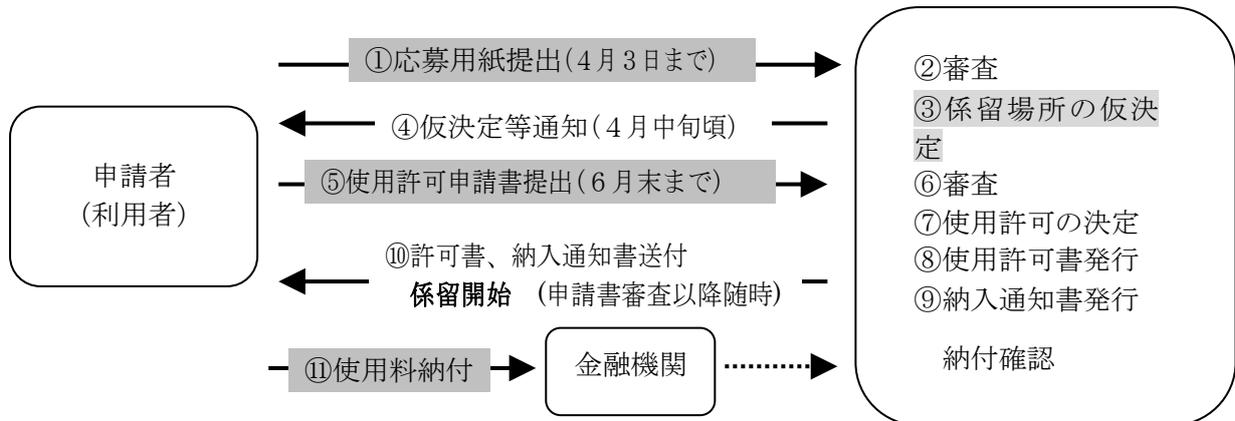
海面利用のルールなどを話し合う場である「脇田漁港フィッシャリーナ安全・利用調整協議会」へは、この役員の方へ出席していただいています。

### (3) 小型船安全協会への加入について

小型船安全協会（小安協）は、沿岸海域におけるモーターボート等の小型船舶の海難を防止するとともに、運航マナーの向上を図ることにより、安全で秩序ある海洋性レクリエーションの普及と発展に寄与することを目的としており、脇田フィッシャリーナクラブとして小安協に加入しています。

## 9 応募方法

(1) 応募から係留開始までの主な流れ



(2) 応募から利用開始まで

① 応募用紙提出 (申請者→北九州市) **【今回行っていただく手続き】**

**【令和8年3月2日～4月3日17時【必着】】**

下記の提出書類を、北九州市産業経済局水産課へ提出してください。

	提出書類	備考
1	船舶保管施設 (脇田漁港 フィッシャリーナ) 長期係留棧橋 応募用紙 (別紙1)	・「住所」「氏名」「連絡先(電話番号)」「係留する船舶名」 「船舶の大きさ」「係留希望場所(第1希望から第3希望 まで)」「空き幹旋希望の有無」を記入すること。
2	船舶検査証書の写し	・申請者が所有する応募対象船舶の証書であること。
3	船舶検査手帳の写し	・「船舶検査済証の番号」及び「長さ」「幅」「深さ」が分 かる箇所を提出

### 【注意事項】応募について

- ・今後船舶を購入予定の方はその旨をご記入してください。
- ・係留希望場所は、別紙6-2『オーナーパス浮棧橋全体平面図』記載の区画番号を記入してください。
- ・応募できる方は、前述の「申請者の条件」に該当する方のみです。
- ・応募者1人につき応募できるのは1艇のみです。複数応募や同一艇について異なる方による応募はできません。
- ・応募者1人による複数の応募や、同一艇について複数の応募が判明した場合、当該応募者及び当該艇についての全ての申込みを無効とさせていただきますのでご注意ください。
- ・応募後の係留希望場所の変更はできません。

### 【参考】係留場所について

※船舶の長さ(登録長)により係留できる場所が分かれています。

- ① 船舶の長さが4m以上8m以下の船舶
  - ・A棧橋全て
  - ・B棧橋全て
- ② 船舶の長さが8mを超え、9m以下の船舶
  - ・B棧橋の北側(係留場所番号B-28からB-54まで)

※A棧橋とB棧橋は、係船ビームの形状が異なります。

【応募受付期間】

**令和8年3月2日(月)から令和8年4月3日(金)17時まで 必着**

【書類送付場所】

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1-1

北九州市水産課 フィッシャリーナ担当 あて

(北九州市役所7階)

**【応募にあたっての注意事項】 FAXや電子メールでの応募はできません。  
持参もしくは郵送にて応募をお願いいたします。**

② 審査(北九州市)

応募用紙の記載内容について、係留の条件を満たしている船舶かどうか、複数の申込みがないか等、確認します。

③ 係留場所の仮決定(北九州市)

【係留場所選考の方法】

応募された方の希望に基づき、下記の順序で係留場所を仮決定します。

I) 第1希望の係留場所

ただし、複数の応募があった場合は、北九州市内に住所がある方(以下「市内居住者」といいます。)優先とします。

このとき市内居住者の応募が複数ある場合は、これらの市内居住者の中から抽選で決定します。

II) (上記I)で決定した係留場所を除いた中で) 第2希望の係留場所

ただし、複数の応募があった場合は、市内居住者優先とします。

このとき市内居住者の応募が複数ある場合は、これらの市内居住者の中から抽選で決定します。

III) (上記I)及びII)で決定した係留場所を除いた中で) 第3希望の係留場所

ただし、複数の応募があった場合は、市内居住者優先とします。

このとき市内居住者の応募が複数ある場合は、これらの市内居住者の中から抽選で決定します。

IV) 空き待ちについて

上記IからIIIにおいて選ばれなかった方については、希望により退去等による係留場所の空きを待つ「空き待ち」ができます。

空き待ちの順番は、希望者複数の場合、市内居住者を優先とし、抽選で順番を決定します。

【抽選会の開催】

応募者多数の場合、係留場所を仮決定するための抽選会及び空き待ちの順番を決める抽選会を下記の日程で開催します。

- ・開催日時：令和8年4月12日（日）10時から
- ・場 所：フィッシャリーナ交流棟交流室  
(北九州市若松区大字安屋3725番地)

- ※4月初旬に抽選会についての案内文を郵送いたします。
- ※抽選は、全て職員が行いますので、抽選会への参加は自由です。
- ※出席の有無で当落が決まることはありません。

④ 仮決定等通知（北九州市→申請者）【4月中旬頃の予定】

上記③で係留場所を選考した後、応募者へ仮決定や落選等をご連絡(郵送)します。

【注意事項】

- ・この仮決定は、係留場所を決めるためのものです。
- ・実際に係留場所を使用するには、次項以降の使用許可申請の手続きを行っていただき、北九州市から使用許可を受ける必要があります。
- ・使用許可を受けなければ、オーナーバスの使用はできません。

⑤ 使用許可申請書類提出（申請者→北九州市）【4月下旬～6月末】

使用許可にあたっては、申請者や係留船舶等が要件を満たしているかどうかを審査する必要がありますので、使用許可申請に必要な書類等を指定された期日までに北九州市産業経済局水産課フィッシャリーナ担当あて提出してください。（郵送可）

提出期限は、仮決定の通知の際お知らせします。

【注意事項】

- ・写しについては、A4サイズの紙にコピーしてください。
- ・指定期日までに申請書類の提出がない場合は、仮決定を取消します。
- ・申請書類の受付後は、原則として内容変更はできません。
- ・申請書類は、不許可の場合を除き、お返しできません。

**【使用許可申請に必要な書類等】**

**以下の書類は、係留場所が決まった後、提出してください。**

◎個人申請の場合

提出書類		備考
1	船舶保管施設(脇田漁港 フィッシャリーナ)使用 許可申請書 (第8号様式の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式はこの募集案内の最後にあります。</li> <li>申請者は、係留する船舶の所有者(共同所有の場合は、共同所有代表者)。</li> </ul>
2	使用登録者届 (第F2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式はこの募集案内の最後にあります。</li> <li>申請者以外の者で係留する船舶の共同使用者や共同所有者がいる場合に提出。</li> </ul>
3	住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者、共同使用者及び共同所有者それぞれ1部必要。</li> <li>申請日より3ヶ月以内に交付されたもの。</li> <li>申請者、共同使用者及び共同所有者の氏名、住所、生年月日が記載されたもの。</li> </ul>
4	小型船舶操縦免許証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>係留船舶の航行に必要な資格であること。</li> <li>申請者、共同使用者及び共同所有者それぞれ1部必要。</li> <li>有効期限がフィッシャリーナ係留開始後であること。</li> </ul>
5	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者、共同使用者及び共同所有者それぞれ1部必要。</li> <li>同じ筆跡で署名したものは認められません。</li> <li>様式はこの募集案内の最後にあります。</li> </ul>
6	小型船舶登録事項証明書 の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶所有者は、申請者と同一であること。</li> <li>申請日より3ヶ月以内に交付されたもの。</li> <li>日本小型船舶機構(JCI)で発行。</li> <li>一部事項証明書を提出。</li> </ul>
7	船舶検査証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限がフィッシャリーナ係留開始後であること。</li> </ul>
8	賠償責任保険証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人賠償、対物賠償、捜索救助費用が付保されていること。</li> <li>有効期限がフィッシャリーナ係留開始後であること。</li> </ul>
9	係留船舶の側面全景写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>撮影した写真(L判)をA4用紙に貼り付けて提出。</li> <li>A4用紙に直接印刷しても可。</li> </ul>
10	係留船舶の全長が確認で きる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーカーのカタログや設計図面等</li> <li>確認できる書類がない場合は、船舶の長さを職員が実際に計測します。</li> </ul>

**※書類は、番号順に並べてご提出をお願いします。**

◎法人申請の場合

	提出書類	備考
1	船舶保管施設(脇田漁港 フィッシャリーナ)使用 許可申請書 (第8号様式の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人管理責任者(5ページの(4)参照)を1名選任してください。</li> <li>様式はこの募集案内の最後にあります。</li> </ul>
2	役員名簿(第F 3号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式はこの募集案内の最後にあります。</li> </ul>
3	使用登録者届 (第F 2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人管理責任者及び係留する船舶の共同使用者や共同所有者がいる場合に提出。</li> <li>様式はこの募集案内の最後にあります。</li> </ul>
4	法人の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日より3ヶ月以内に交付されたもの。</li> <li>現在事項証明書を提出。</li> </ul>
5	住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人管理責任者、共同使用者及び共同所有者それぞれ1部必要。</li> <li>申請日より3ヶ月以内に交付されたもの。</li> <li>法人管理責任者、共同使用者及び共同所有者の氏名、住所、生年月日が記載されたもの。</li> </ul>
6	小型船舶操縦免許証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>係留船舶の航行に必要な資格であること。</li> <li>法人管理責任者、共同使用者及び共同所有者それぞれ1部必要。</li> <li>有効期限がフィッシャリーナ係留開始後であること。</li> </ul>
7	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人、法人の役員、法人管理責任者、共同使用者及び共同所有者それぞれ1部必要。</li> <li>同じ筆跡で署名したものは認められません。</li> <li>様式はこの募集案内の最後にあります。</li> </ul>
8	小型船舶登録事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶所有者は、申請者と同一であること。</li> <li>申請日より3ヶ月以内に交付されたもの。</li> <li>日本小型船舶機構(JCI)で発行。</li> <li>一部事項証明書を提出。</li> </ul>
9	船舶検査証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限がフィッシャリーナ係留開始後であること。</li> </ul>
10	賠償責任保険証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人賠償、対物賠償、捜索救助費用が付保されていること。</li> <li>有効期限がフィッシャリーナ係留開始後であること。</li> </ul>
11	係留船舶の側面全景写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>撮影した写真(L判)をA4用紙に貼り付けて提出。</li> <li>A4用紙に直接印刷しても可。</li> </ul>
12	係留船舶の全長が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーカーのカタログや設計図面等の写し。</li> <li>確認できる書類がない場合は、船舶の長さを職員が実際に計測します。</li> </ul>

※書類は、番号順に並べてご提出をお願いします。

- ⑥ 審査（北九州市）【⑥～⑨：5月上旬～6月下旬頃の予定】  
提出された申請書や書類等を基に審査します。

**【注意事項】**

- ・書類の不足や不備がある場合は、指定された期日までに修正などを行ってください。  
期日までに修正等がなされない場合は、許可できません。
- ・提出された書類以外に、書類等の追加の提出をお願いすることがあります。
- ・応募用紙の応募者と申請書類の申請者が異なる場合は、許可できません。

※暴力団等に関する照会（北九州市⇄関係機関）

暴力団または暴力団員でないか、もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないかどうかを、関係機関に対し照会します。

確認の結果、暴力団または暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合は、許可できません。

- ⑦ 使用許可の決定（北九州市）  
⑧ 使用許可書発行（北九州市）  
⑨ 納入通知書発行（北九州市）

- ⑩ 使用許可書、納入通知書送付（北九州市→申請者）【申請後随時】  
申請者（法人所有の場合は法人管理責任者）へ送付します。

- ⑪ 使用料納付（申請者→金融機関）

使用許可期間にかかる使用料は、北九州市が発行する納入通知書で、北九州市の指定する金融機関に、全額を一括で、前納してください。

納入期限までに使用料を納付されない場合は、使用できません。

- ⑫ 係留開始（申請者）

北九州市水産課の指示に従い、また使用許可書記載の許可条件を遵守し、利用してください。

(3) 落選した場合（空き待ちについて）

係留場所の選考の結果、落選となった場合で、希望される方は、退去等による係留場所の空きを待つこと（「空き待ち」）ができます。空きが出たときにその空いた係留場所をお知らせします。

空き待ちを希望される方は、最初に提出していただく『船舶保管施設（脇田漁港フィッシュアリーナ）長期係留棧橋応募用紙』の「係留希望場所」欄の「希望します」に丸印をつけてください。

**【空き待ちの注意事項】**

- ・希望される方が複数のときは、あらかじめ抽選により、連絡する順番を決めておき、順にご連絡します。ただし、ご連絡がつかない場合は、次の順番の方に連絡することがあります。
- ・ご連絡は、空きが出た場合に、順次行いますので、希望の場所が空くまでお待ちいただくことはできません。お知らせした場所への係留を希望されなかった場合は、待機の権利は終了となります。

## 10 オーナーバースの見学・現地説明会について

現地説明会は実施しません。必ず、現地をご確認のうえ、申請手続きを行ってください。

### 〔見学にあたっての注意事項〕

- ・係留船舶や係留ロープなどに手を触れたり、乗船したりしないでください。

### 〔注意事項〕応募について

- ・応募後の係留希望場所の変更はできません。

## 11 使用許可の取消し

オーナーバースの使用許可を受けている者が、次のいずれかに該当した場合は、使用許可を取消す場合があります。

使用許可を取消された場合、自己の責任と経費で直ちに船舶をフィッシャリーナから移動し、係留していた場所を係留前の状態に戻してください。

また、既に納付されている使用料は、お返しできません。

- (1) 4～5 ページ記載の「**3 利用できる船舶や申請者等の条件**」を満たさない場合。
- (2) 7～8 ページ記載の「**7 係留にあたっての遵守事項・禁止行為**」に違反した場合。
- (3) 虚偽の内容で使用許可を受けた場合。
- (4) 使用料を滞納した場合。
- (5) その他施設管理者が施設の使用を不相当と認めるものである場合。

## 12 使用の継続（更新）

- (1) 使用の継続（更新）について

オーナーバースの使用許可期間は、最長で各年度の末日(3月31日)までです。

引き続き施設の使用を希望する場合は、更新の手続きを行わなければなりません。

なお、更新にあたっては、改めて審査を行います。

必要な書類等、詳細は、使用許可書と一緒に送りする「脇田漁港フィッシャリーナ長期係留棧橋利用の手引き」をご覧ください。

### 〔注意事項〕

- ・共同所有の船舶で、申請者を他の共同所有者へ変更できるのは、1回限りです。
- ・提出された書類等による審査の結果、条件を満たさないこととなった場合は、許可できません。この場合、自己の責任と経費で使用許可期間の末日までに船舶を移動し、係留していた場所を係留前の状態に戻してください。
- ・虚偽の内容での提出が判明した場合は、許可を取消します。
- ・書類の不足や不備がある場合は、指定された期日までに修正などを行ってください。期日までに修正等が行われない場合は、許可できません。
- ・提出された書類以外に、書類等の追加の提出をお願いすることがあります。

(2) 更新を希望しない(フィッシャリーナでの係留を続けない)場合

更新を希望されない場合は、「船舶保管施設(脇田漁港フィッシャリーナ)使用廃止届」を北九州市水産課へ提出してください。

なお、係留している船舶は、自己の責任と経費で使用許可期間の末日までに移動し、係留していた場所を係留前の状態に戻してください。

### 1.3 使用の中止

使用許可期間中に係留している船舶を廃船・売却等により、オーナーバースの使用を取り止める場合は、取り止める日の1ヶ月前までに北九州市水産課へ連絡してください。

その後、「船舶保管施設(脇田漁港フィッシャリーナ)使用廃止届」を北九州市水産課へ提出してください。

また、原則として使用を取り止めた日以降の使用料については、月割り(暦上)計算により還付します。なお、月の途中で取り止める場合、取り止めた月の分は還付の対象となりません(日割り計算は行いません)のでご了承ください。

係留している船舶は、自己の責任と経費で使用廃止(終了)日までに移動し、係留していた場所を係留前の状態に戻してください。

なお、15 ページ記載の「**1.1 使用許可の取消し**」に該当し、使用許可を取消された場合、取消された日以降の使用料は、還付できません。

### 1.4 使用許可内容等の変更等

許可を受けた下記の内容等を変更する場合は、変更しようとする日の1ヶ月前までに北九州市水産課へ連絡してください。

その後、変更に必要な書類を北九州市水産課へ提出してください。

変更にあたっては、提出された書類等により、改めて審査を行います。

変更に必要な書類等、詳細は、後日お送りする「脇田漁港フィッシャリーナ長期係留棧橋利用の手引き」をご覧ください。

〔注意事項〕

- ・提出された書類等による審査の結果、条件を満たさないこととなった場合は、許可できませんのでご注意ください。
- ・虚偽の内容での提出が判明した場合は、許可を取消します。
- ・書類の不足や不備がある場合は、指定された期日までに修正等を行ってください。  
期日までに修正などがなされない場合は、許可を取消します。
- ・許可できない場合又は許可を取消された場合は、自己の責任と経費で船舶を係留場所から移動し、係留していた場所を係留前の状態に戻してください。
- ・提出された書類以外に、書類等の追加の提出をお願いすることがあります。

(1) 変更の申請等の手続きが必要な場合

- ① 申請者(使用許可を受けた方)の住所、連絡先の変更、改姓などを行ったとき
- ② 使用登録者、法人管理責任者、共有者に変更(住所や連絡先の変更、改姓などを含む)が生じたとき
- ③ 買換え等により船舶の入れ換えを行う場合
- ④ 使用許可を受けている船舶の所有者が売却等により変わり、引き続き現在の係留場所の使用を希望する場合

【注意事項】

- ・売却等による所有者変更を行い、引き続き係留場所を使用できるのは、1回限りです。そのため、現在使用許可を受けている船舶が、売却等による所有者の変更で使用許可を受けている場合、今後は売却等による所有者の変更は認められません。
- ・提出された書類等による審査の結果、条件を満たさないこととなった場合は、許可できません。この場合、自己の責任と経費で係留場所から船舶を移動し、係留していた場所を係留前の状態に戻してください。

## 15 個人情報の取扱いについて

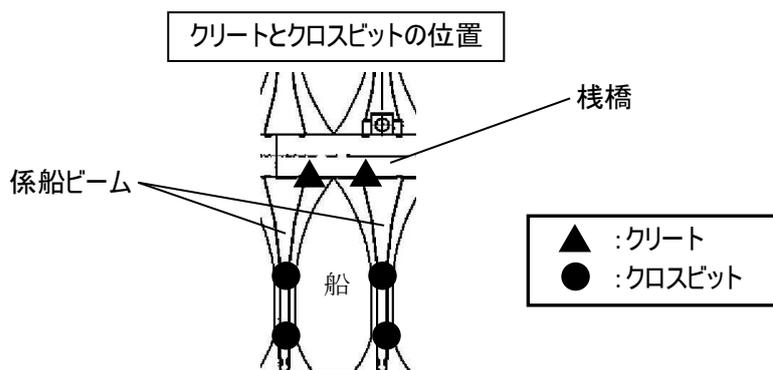
係留船舶の応募等にあたり提出いただいた個人情報は、当施設の利用にあたっての審査や北九州市、維持管理業務受託者及び脇田フィッシャリーナクラブからご本人への連絡のために使用し、それ以外には使用しません。

利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やかに且つ適正に削除・廃棄します。

## 16 オーナーバースの利用にあたって

※利用の詳細は、後日お送りする「脇田漁港フィッシャリーナ長期係留棧橋利用の手引き」をご覧ください。

- ※ 船舶の保守管理、航行中の事故等への対応は各自の責任において行ってください。北九州市はその責を負いません。
- ※ 使用許可を受けた船舶は使用を許可した場所に限り係留できます。
- ※ 使用許可を受けた方又は使用登録者の方が同伴していない場合は、オーナーバースへの出入りや許可船舶の使用はできません。
- ※ オーナーバースへの係留は、クリート(棧橋に2箇所)とクロスビット(係船ビームに4箇所)へロープを用いて係留してください。アンカーの使用はできません。



- ※ 使用許可船舶やその利用者の方がフィッシャリーナやその他の漁港施設に損傷を与えたときは、使用許可を受けた方は速やかに北九州市水産課にその内容を連絡し、北九州市水産課の指示に従い、自らの責任と経費で補修等を行っていただき、現状に回復してください。
- ※ オーナーバースの使用許可船舶であることを明らかにするため、ステッカーを交付しますので、両舷の他船から見やすい位置に設置してください。

※ 万が一、海上で事故が発生した場合は、海上保安部（TEL 118 番）、付近の船舶、フィッシャリーナ等に連絡してください。

(1) 出入港にあたって

①出港届、帰港届の提出

出港当日は、出港前に出港届を、帰港時に帰港届をフィッシャリーナ事務室へ提出してください。

②出入港の時間帯

出入港の時間帯は、航行の安全性の観点から、「日の出から日没まで」としています。日の出前又は日没後の出入港はできません。漁業の安全操業の観点から夜間の釣りも禁止しています。

③出入港の航路

本施設からの出入港にあたっては、別紙7『出入港航路図』のとおり指定された航路を航行してください。

※ その他、当施設の使用にあたっては、7～8 ページ記載の「7 係留にあたっての遵守事項・禁止行為」も合わせてご覧いただき、ご使用をお願いします。

## 17 問い合わせ先

北九州市産業経済局水産課 フィッシャリーナ担当  
〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1  
電話 093-582-2086